



三井組

育兒方法と家計願書

↓ 2504



114
A 4276

以書而中願者

近來之世、融道梗塞、動產物、活物失
以失、少前、活計、道困難、解亦屬
大播、者、兒童、良育、難、屆、遂、市街、棄
置、者、日、一、多、現、當、組、私、貨、地、內、於、先
移、家、數、回、及、見、聞、治、身、之、法、以、推、察、は、
巨、萬、細、民、中、之、海、道、故、殺、又、墮、胎、之、者、或
分、給、之、者、化、人、情、於、之、見、孫、女、を、推、察、
念、切、之、者、若、く、道、理、を、法、に、若、指、強、忍、心、毒、の
存、業、之、を、列、し、て、之、を、母、の、天、理、を、辨、
三井組



大天
隈正
侯十
爵一
郵年
寄四
贈月

育兒方去親

育兒方法規則

要領

又重人の兒を養ふは天授の幸福にして子に成るものなり
 一之成るは實に徳美景慕を以て之を故に兒は
 一之成るは名譽業と力為勲行して之を長育し之由生
 長する之を人聞交際の道を以て之を學術工藝を
 授くるは素より父母より其の職を以て又天に對
 するの務りとしてつるべきなり物も世ある天理の曉らるる
 一の成りて旧の徳を以て之を成るに謹胎と名し或ハ
 之を成るに之を養育するに終るべし市街を棄てて

大正十一年四月
 大隈侯爵邸寄贈

懶惰して己方威分はるる者

お里に縁着し多夜起り好む者

朝寝する者

科して家福行る者

父母共強壯なる者

徳有る者 子懸け好む者

徒らに没する者

右の如く類似する者一切存留せらるる

第二條

都の公家衆一々其家規法を以て能く守るる者

此等なるもの左の規法を以て其家規法守るる者

此等なるもの左の規法を以て其家規法守るる者

此等なるもの左の規法を以て其家規法守るる者

此等なるもの左の規法を以て其家規法守るる者

此等なるもの左の規法を以て其家規法守るる者

此等なるもの左の規法を以て其家規法守るる者

此等なるもの左の規法を以て其家規法守るる者

第三條

一日白米を食ふ

一月金銭を貯む

は教育の取扱に現業屋方御除く外其一切の事柄は
一大正五小正諸方御由地三井組教育方御取之
扱ふ

第五條

為に對し教育由地と稱するもの何れの子細
七段の長官御新しと云ふ事案と其取入の姓名を
業居住せし地地名抄所番号と少段の各及長年
御方石扱所地と戸長御申す事他御申出
此中其申入自り又代入の取扱
係の扱へる地と戸長御申す事
善地

戸長の取入と申す付に石扱所と稱す之は御取扱

第六條

扱所の石扱所と申すは御取扱所と申す
扱所人御居住せし地と御取扱所
其は教育と云ふ御取扱所と申すは御取扱所
と申すは御取扱所と申すは御取扱所

第七條

扱所後入の扱所を御取扱所と申すは御取扱所
御取扱所と申すは御取扱所と申すは御取扱所
御取扱所と申すは御取扱所と申すは御取扱所

うあし一前さるる際北米米也。扱ふ。又取通帳
持込みし

第十條

本商方二度毎に月分を前度とし一此處に
河原の傍に於てしと決し之前借付したる又取
米也一時常辨りし由許されり法取扱育米也又
致し他より借付しナス許され

第十一條

若し一此取上りしは海にさるる分は其借付
申外埋葬料ししと金五拾圓とせし

第十二條

此取上りしは遅くとも一日の内は濫札並に通帳を扱育
通帳の尾白に埋葬料とすの濫札をさしとせし
帳は取扱育前より指ししと扱育借付書用事
しし一病死をさしと尚存生ありと決し向きの扱育米
と取扱育との之より其地主戸長より代價を償ふ
むし時より依りしと申立お當りさるる少く取上りし

第十三條

凡し此取上りしは其取上りし其取上りし其取上りし

くむすむのちまは之のち徳せり入費を要せし
りゆり即ち満七歳以上六日米を合えの増方を
せり去ま此教育を交り而ん事ハ満七歳以上
必身ふ應り此を際り就りむり

第十四條

三井組の掛り役人の所少教育人の居る宅を廻り
検査せしり教育係人の長検査せしり毎掛り
役人の拘束せし帳面を形を押しし

第十五條

掛り役人於て教育係人の活計強て困難

おは是は又い若るる或は喜見聞を地主
戸長ら届り上即時教育を断り

第十六條

教育を断りしもの其年限中の祭禮一
帳又い其他の議中とありて寄進物を
於遠國物業のゆるぎを許さしり
りゆりは是系即時教育を断り

第十七條

教育係人於一年限中於て活計
を断りしは届出治牙何時も
を断り

此教者二年以之... 傳教... 之...

第二十一條

地主戸長... 傳教... 之... 勿偏...

第二十二條

此... 傳教... 勿偏...

第三拾三條

世上有志の人... 傳教... 勿偏...

第三拾四條

此... 傳教... 勿偏...

百年限申年連続して同為成出金を以てする
の証書に保証入切として差出せしむ

第二十五條

其教の別を以てし

一人の教の首目とするの料十ヶ年在在あり月

二ヶ年 年あり月

十ヶ年 年あり月

以り留之

其に在りし利債ノ方法より在りし神の教を以てし

第二十六條

百年以上十ヶ年以るもの此の内外の役人の料
三ヶ月免て其他一切の雜費を免れりる計其より此の
教料あり一切の免りし

第二十七條

其の一年の出金の教を以てし其の免れし時其の
千の金を出し其の利を以てし其の免れし時其の
免れし其の利を以てし其の免れし時其の免れし
其の免れし其の利を以てし其の免れし時其の免れし

第二十八條

或は其の利を以てし其の免れし時其の免れし

三井組

三井組

育兒方

後居方

三井組

三井組

三井組

音既入費已歸書

三井里

三井里

大正十一年四月
天隈侯爵邸寄贈

高見の算を今已に概算

高見の算を今已に概算

高見の算を今已に概算

高見の算を今已に概算

高見の算を今已に概算

高見の算

合計白米の量を

高見の算を今已に概算

高見の算を今已に概算

一月三十四日

米俵方々人敷り各向
如左の如し又増す

一月三十一日

米の五方五石の俵を
如左の如し又増す

一月二十八日

米俵方々人敷り各向
如左の如し又増す

一月二十五日

米俵方々人敷り各向
如左の如し又増す

一月二十二日

米俵方々人敷り各向
如左の如し又増す

一月十九日

米俵方々人敷り各向
如左の如し又増す

一月十六日

米俵方々人敷り各向
如左の如し又増す

一月十三日

米俵方々人敷り各向
如左の如し又増す

一月十日

米俵方々人敷り各向
如左の如し又増す

七ヶ年

改訂

